

## 第5期 雲南市農業委員会第33回総会議事録

1. 日 時 平成29年3月22日(水) 13:28~15:15

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(34名) ( )は遅刻届出委員

|          |          |          |           |
|----------|----------|----------|-----------|
| 1番 渡部洋一  | 3番 岡田康弘  | 4番 竹内 勉  | (5番 片寄健治) |
| 6番 日野一夫  | 7番 鳥谷悦雄  | 8番 高橋敬二  | 10番 周藤寛洲  |
| 11番 藤原修至 | 12番 橋本 博 | 13番 松原利廣 | 14番 高田 耕  |
| 15番 青木征温 | 16番 内部武雄 | 17番 柳原昌広 | 18番 白築 進  |
| 19番 白築美雄 | 20番 中西康一 | 21番 嘉本輝雄 | 22番 渡部満憲  |
| 23番 鶴原能也 | 24番 廣澤幸博 | 25番 錦織邦男 | 26番 岡田 伸  |
| 28番 川上蘆求 | 29番 山本裕子 | 30番 高島幹雄 | 31番 陶山直利  |
| 32番 小田久義 | 33番 藤原 好 | 34番 山本博子 | 35番 宇都宮敏章 |
| 36番 石橋義明 | 37番 加藤一郎 |          |           |

4. 欠席委員(3名) 2番 高尾茂通 9番 永井尚二 27番 持田明典

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 女鹿田比文  
主 幹 白築 香 主 幹 大塚雄彦  
(農林振興課) 統括主幹 内田和巳

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第206号 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について
- ・議第207号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について
- ・議第208号 雲南市人・農地プラン検討委員の選出について
- ・議第209号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第210号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第211号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第212号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第213号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第214号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について
- ・議第215号 雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会要綱の一部を改正する告示について

## 7. 議 事

| 発信者 | 議 事 録 要 旨  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>定刻になりました。<br/>ご起立ください。<br/>一同互礼。<br/>ご着席ください。</p>   |
| 議 長 | <p>ただ今の出席委員は33名であります。<br/>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第33回総会を開会いたします。<br/>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>  |
| 議 長 | <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。<br/>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、28番川上蘆求委員、30番高島幹雄委員を指名します。</p>  |
| 議 長 | <p>日程第2、諸報告を行います。<br/>事務局より説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・農地法の規定による許可指令書の取り消し願いについて</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul> |
| 議 長 | <p>以上で諸報告を終わります。<br/>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。<br/>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。<br/>質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>  |
| 議 長 | <p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>   |
| 議 長 | <p>日程第3、議案の上程を行います。<br/>それでは最初に、「議第206号 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会</p>   |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨  |
|-----|--|
| 議 長 | 委員の選出について」を議題とします。<br>事務局より説明を求めます。  |
| 事務局 | 議案書10ページをご覧ください。「議第206号 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について」であります。<br>現在、雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員には2名の方にお出かけいただいております、任期は平成29年3月31日までとなっております。これから選出いただく方の任期は、平成29年4月1日から現在の体制が満了する平成29年7月19日までです。<br>現在の委員は、大原地区から加茂町の日野一夫委員、飯石地区から三刀屋町の片寄健治委員です。<br>以上、ご審議よろしくお願いたします。 |
| 議 長 | ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。   |
| 16番 | 16番〇〇です。先ほどの案件ですが、先般運営委員会を開催した時に話し合いをおこないまして、今までもそうでしたが、今回は4月から7月の3か月ですので、引続いて大変だろうと思いますが、願いをして任期いっぱい頑張ってくださいという話し合いをしましたので、今日のところで委員を受けていただくことにしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、207号についても、208号についても同じことですのでよろしくお願いいたします。  |
| 議 長 | ありがとうございました。ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありました。質疑はございませんか。<br><br>(無しの声あり)   |
| 議 長 | 無いようですので、質疑を終わります。<br>この案件は人事案件につき討論は省略させていただきます。  |
| 議 長 | お諮りいたします。「議第206号 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について」は、現在の委員の、大原地区から加茂町の日野一夫委員、飯石地区から三刀屋町の片寄健治委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任として、選出することにご異議ございませんか。<br><br>(無しの声あり)  |
| 議 長 | 異議なしと認めます。<br>よって、「議第206号 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について」は、提案のとおり留任として、選出することに決定いたしました。   |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>次に、「議第207号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>議案書11ページをご覧ください。「議第207号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」であります。</p> <p>現在、雲南市耕作放棄地対策協議会委員には、会長、会長職務代理者と各町1名ずつの合計8名の方にお出かけいただいております、現在の任期と今後の任期は先ほどの議題と同じです。</p> <p>現在の委員は、会長及び会長職務代理者と各町からは、大東町が藤原修至委員、加茂町が青木征温委員、木次町が廣澤幸博委員、三刀屋町が小田久義委員、吉田町が白築進委員、掛合町が藤原好委員です。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>運営委員長から先ほど議第206号の折に、更には事務局から説明・提案がありました、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>この案件は人事案件につき討論は省略させていただきます。</p>   |
| 議 長 | <p>お諮りいたします。「議第207号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」は、会長及び会長職務代理者の他に、現在の委員の、藤原修至委員、青木征温委員、廣澤幸博委員、小田久義委員、白築進委員、藤原好委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任として、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>  |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第207号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」は、提案のとおり留任として、選出することに決定いたしました。</p>   |
| 議 長 | <p>次に、「議第208号 雲南市人・農地プラン検討委員の選出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>議案書12ページをご覧ください。「議第208号 雲南市人・農地プラン検討委員の選出について」であります。</p> <p>現在、雲南市人・農地プラン検討委員には2名の方にお出かけいただいております、現在の任期と今後の任期は先ほどの議題と同じです。</p>  |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨  |
|-----|--|
| 事務局 | 現在の委員は、木次町の山本博子委員、掛合町の石橋義明会長職務代理者です。以上、ご審議よろしくお願いたします。   |
| 議 長 | 先ほど運営委員会の状況につきましては先議案の内部委員長の報告のとおりでございますし、事務局の方から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。<br><br>(無しの声あり)  |
| 議 長 | 無いようですので質疑を終わります。<br>この案件は人事案件につき討論は省略させていただきます。   |
| 議 長 | お諮りいたします。「議第208号 雲南市人・農地プラン検討委員の選出について」は、現在の委員の、山本博子委員、石橋義明会長職務代理者を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任として、選出することにご異議ございませんか。<br><br>(無しの声あり)  |
| 議 長 | 異議なしと認めます。<br>よって、「議第208号 雲南市人・農地プラン検討委員の選出について」は、提案のとおり留任として、選出することに決定いたしました。   |
| 議 長 | 次に、「議第209号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。<br>事務局より説明を求めます。   |
| 事務局 | 議案書13ページ「議第209号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。<br>14ページをご覧ください。<br>申請番号1番<br>〇〇町〇〇△△-△他2筆、地目は登記簿田、現況山林2筆、登記簿畑、現況山林1筆で面積は合計で4,811㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「耕作できず山林化したため地目変更をしたい」ということです。筆界が未定の農地で国土調査前の和紙公図と14条地図をもとに現地を確認しております。確認は3月9日に行っており、確認は、〇〇委員さんです。筆界未定地の前後は既に国土調査が完了しており山林として登記されています。周りを含めて全体が山林となっていることから和紙公図による確認としております。ついてはこの農地は農地への復旧は困難な土地であり、非農地証明して問題ないと考えます。 |
| 議 長 | 事務局の説明を終わります。この案件は、「議事参与の制限」に該当いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、7番〇〇委員にはご退席願います。   |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>  |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>  |
| 議 長 | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第209号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第209号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>7番〇〇委員にはご着席願います。</p>   |
| 議 長 | <p>次に、「議第210号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>議案書15ページ「議第210号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>16ページをご覧ください。7件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、外11件、地目は登記簿、現況とも田が9筆、7,798㎡、登記簿、現況とも畑が3筆、1,420㎡で合計が9,218㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「後継者に貸し付ける」ということです。譲受人は、同じ世帯の息子さんの△△△△さんで申請事由は、「申請地を借り受け農業経営を主宰する。」ということ。経営移譲年金を受給されており、今回、再契約をされるもので確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積が700㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10アール当り430,000円となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他3筆、地目は登記簿、現況とも田が2筆、登記簿、現況とも畑が2筆で面積は合計で1,607㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんで申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇郡〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」という事です。この度、隣接宅地も含めて購入されており農地の部分は無償という事です。〇〇町の実家の農地を耕作されており〇〇町農業委員会から経営農地面積の証明が提出されています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は590㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇区〇〇の□□□□さんで申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10アール当り76,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△他1筆、地目は登記簿、現況とも田で面積は1,680㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「後継者に貸し付ける」ということです。譲受人は、同じ世帯の息子さんの△△△△さんで申請事由は、「申請地を借り受け農業経営を主宰する。」という事です。経営移譲年金を受給されており、今回、再契約をされるもので確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は618㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さんで申請事由は、「遠方で管理できないため。」という事です。譲受人は、〇〇県〇〇郡〇〇町の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け耕作する。」という事です。県外からの転入で空き家付農地に該当するものですが農地が遊休地ではなく管理されています。この農地と空き家を同時に取得されようとするものです。譲受人は経営農地がありませんが農地法施行令第2条第3項第3号において隣接する土地と一体で利用しなければ利用することが困難な農地については下限面積の例外が設けられています。この農地はこの空き家の後ろ側に位置する農地でこの地を通らないと行き来が不可能な農地でこの隣接のこの土地と併せて取得されようとするもので今回申請されています。宅地も同時に購入されており農地部分は無償という事で確認は〇〇委員さんです。</p> |

| 発信者   | 議 事 録 要 旨   |
|-------|---|
| 事務局   | <p>申請番号 7 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は 853 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「譲渡し人の要望により譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する」ということです。本来利用権設定されている農地については本人が耕作されないため所有権移転は認められませんが法人で利用権設定されている農地を組合員間で所有権移転される場合は引き続き効率的な営農が見込まれることとし、法人に利用権設定されている農地全てを含めて下限面積を算定できる旨、農林水産省から通知が发出されています。この農地は譲渡人が法人に利用権設定されていたもので、1 月に所有権移転の為解約がなされています。さらに譲受人の貸付農地 3 8 アールも法人に貸し付けられている農地であり、これを含めたものが下限面積となり、その要件に該当するものと考えます。土地代は 1 0 アール当り 820, 000 円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>本案件について「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長   | <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>  |
|       | <p>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長   | <p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>   |
| 2 2 番 | <p>2 2 番〇〇です。7 番の説明の中に利用権設定という話がありましたが、6 番の空き家付き農地の耕作は利用権設定はされますか。</p>  |
| 事務局   | <p>6 番についての質問です。利用権設定ではなく今回は譲り受けられます。所有権移転です。</p>   |
| 2 2 番 | <p>所有権移転して農地を作るということになると利用権設定をしなければならないと思いますが。7 番の説明だと。</p>   |
| 事務局   | <p>6 番と 7 番は全く別です。</p>  |
| 2 2 番 | <p>だけでも、今の説明から言うと利用権設定はいりませんか。この場合。</p>   |
| 事務局   | <p>6 番の場合は利用権設定は必要ございません。</p>   |

| 発信者   | 議 事 録 要 旨  |
|-------|--|
| 2 2 番 | なくてもいいか。   |
| 事務局   | 所有権移転をされて、自分で営農されるということで問題ないと考えております。  |
| 2 2 番 | 農地を作るということは利用権設定がいらないか。  |
| 事務局   | 所有権移転なので、本人さんの所有となって営農されるということです。  |
| 2 2 番 | その場合はいいわけですね。わかりました。   |
| 1 4 番 | 1 4 番〇〇です。ちょっといいですか。たぶん面積の問題を言っておられるのではないのかな。ようするにこの人は、△△さんは全く面積がないですよ。無償で受けるのが 600 m <sup>2</sup> ですよ。それを言っておられるのではないかな。下限面積を満たしていないのに農地取得ができるかをおっしゃっておられるのではないかな。利用権設定をすれば、面積は関係ないんだから、そういう契約じゃないかをおっしゃっているのではないかなと聞いたんですが。空き家付き農地が前に出て、下限の面積がクリアしているという整理をするのか。関連して空き家はこれを見てどこの宅地を買われたのか。2 7 ページを見ているが。宅地を併せて買われたということだが。 |
| 事務局   | △△-△です。  |
| 1 4 番 | これがそうですか。  |
| 事務局   | 道路がその前にありまして、道路から宅地を通らないと△△-△の田んぼに入れないということです。   |
| 1 4 番 | それは分かりますが、下限面積の問題でなかったと気にしたんですが。空き家付き農地ということであったならば別の話になりますが。今空き家付き農地で整理しなければ、利用権設定であればいけるのではないのということを〇〇さんは聞いておられるんではと聞いていたんですが。   |
| 議 長   | 整理しておきます。ご案内の空き家付き農地というのは耕作放棄地が対象となる場合であって、耕作をしている場合は空き家付き農地の対象から外れてきます。そこで、隣接農地の法解釈というものを説明の段階で女鹿田君が議案説明の時に言ったそこをもう一度説明してあげてもらいますか。隣接農地の場合。法律のどこを使ったかということ。   |
| 事務局   | 空き家付き農地ということでは、遊休農地でないといけないということが一つありまして、実のところ管理をされておりまして、空き家付き農地ということにはならないと考えています。基本的には下限面積が影響してくる案件ではありますが、農地法  |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>施行令第2条第3項第3号において、隣接する土地と一体で利用しなければ利用することが困難な農地について、ということで下限面積の例外が設けられておりまして、この場合三刀屋町は30アールということですが、30アールの例外でなくてもやむを得ないということで下限面積の30アール以下であります。この場合同時に宅地と一緒に購入されるということで農地法施行令第2条第3項第3号における例外規定を適用して所有権移転を認めると考えております。</p> |
| 議 長 | <p>ご理解いただけただけでしょうか。</p>   |
| 22番 | <p>はい。</p>  |
| 議 長 | <p>結局例外規定です。空き家付き農地であれば耕作をしていると駄目です。遊休農地であったら空き家付き農地。今回の場合は耕作してあるので現場を見たので農地法に基づく隣接農地の例外規定を適用しておこなったということですので。</p>  |
| 15番 | <p>15番〇〇です。結局、△△さんは何が最初に欲しかったのか。宅地が欲しかったわけですか。</p>  |
| 事務局 | <p>〇〇県からのIターンの方で、宅地を求められておるものです。</p>  |
| 15番 | <p>宅地が欲しかったわけですね。たまたま農地が引っ付いていたから。</p>  |
| 議 長 | <p>それを使わないと宅地が使えない。そういう解釈でしょ。</p>   |
| 事務局 | <p>はい。</p>  |
| 15番 | <p>宅地ほどでは売れないということ。</p>   |
| 事務局 | <p>これはセットということで、考えられています。</p>   |
| 15番 | <p>無理して引っ付けたようなことにしてあるから。本人が一番求めたかったのは何かと。農地は別に売ってもよかったのでは。</p>   |
| 議 長 | <p>机上論ではなかなか伝わってこないですが。農地法の例外規定だったら対応できるという判断です。ご理解をいただきたいです。<br/>質疑が他にないようですので、次に討論を行います。討論はございませんか。</p>   |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)<br/>討論を終わります。<br/>お諮りいたします。「議第210号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>  |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨   |
|-----|---|
|     | <p>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。<br/>よって、「議第210号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>   |
| 議 長 | <p>次に、「議第211号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。<br/>事務局より説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>議案書20ページ「議第211号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。<br/>21ページをご覧ください。<br/>申請番号1番<br/>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で、面積は9.9㎡です。<br/>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は、墓地で墓碑1棟分を建築されます。転用の理由は、現在の墓地は自宅から少し離れており墓地への往来及び永代管理が困難であるためとのことです。2種農地で農用地除外の許可が平成28年12月26日に出されています。確認は〇〇委員さんです。<br/>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。<br/><br/>申請番号2番<br/>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で、申請面積は227㎡です。<br/>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫及び駐車場で車庫1棟、駐車区画1台分を建設されます。転用理由は、車庫がなく不便であり、申請地に車庫を建築し、駐車場として利用したい。とのことです。農地区分は3種農地で第1種住宅地域で、確認は〇〇委員さんです。<br/>農地区分は、申請地が都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。<br/>以上、報告いたします。ご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。<br/>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長 | <p>ただ今事務局から説明をいたしましたが、質疑はありませんか。</p>  |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので質疑を終わります。<br/>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>  |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。<br/>お諮りいたします。「議第211号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>   |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。<br/>よって、「議第211号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>   |
| 議 長 | <p>次に、「議第212号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。<br/>事務局より説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>議案書22ページ「議第212号農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。23ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は566㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の(株)△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は駐車場で駐車区画7台分を整備されます。転用理由は、「会社の工事用車両等の駐車場を整備する。」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。賃借料は10アール当たり265,000円、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 田、現況畑、面積は653㎡です。権利の種別は使用賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇町の△△△△さんです。転用目的は個人住宅で住宅1棟86.25㎡、駐車区画4台分を整備されます。転用理由は、「申請地に個人住宅として自宅を建築する。」ということです。農用地区</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>域外で、賃借料は無償、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>なお、申請番号2番につきましては、1種農地に該当することから島根県農業会議の常設審議委員会に諮問を行う案件です。その答申を受けて許可書を交付することになります。</p> <p>以上2件の案件、ご審議をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p>   |
| 16番 | <p>16番〇〇です。運営委員会でも話がありましたが、1番について〇〇さんに聞いてみたいのですが、△△さんが借りて駐車場にされますが、道が狭く大きな車が入れる場所でない感じがしますが、何かありますか。</p>   |
| 23番 | <p>23番〇〇です。そこまでは聞いてないです。</p>   |
| 議 長 | <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長 | <p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長 | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第212号 農地法第5条の規定による許可申請について」、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号1番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p>  |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨  |
|-----|--|
| 議 長 | よって、「議第212号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。  |
| 議 長 | 次に、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。<br><br>(無しの声あり)  |
| 議 長 | 異議なしと認めます。<br>よって、「議第212号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議 常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。  |
| 議 長 | 次に、「議題213号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。<br>事務局より説明を求めます。   |
| 事務局 | 議案書24ページ「議第213号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。<br>25ページをご覧ください。<br>今回の案件は〇〇町24件、〇〇町35件、〇〇町5件、〇〇町24件、〇〇町37件、〇〇町3件の計128件申請されております。<br>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。<br>ご審議よろしくお願い致します。 |
| 議 長 | ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号17番、18番、26番、36番、46番、72番、89番、90番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。   |
| 議 長 | 14時40分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。<br><br>(休憩)  |
| 議 長 | 会議を再開します。  |
| 議 長 | 先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号17番、18番、26番、36   |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>番、46番、72番、89番、90番を除く案件について各町より発表していただきます。</p> <p>〇〇町より順次発表をお願いします。</p>        |
| 11番 | <p>11番〇〇です。議事参与の制限以外の件につきまして、協議の結果、全て妥当と認めましたのでよろしくをお願いします。</p>                  |
| 議 長 | <p>次に〇〇町をお願いします。</p>   |
| 15番 | <p>15番〇〇です。〇〇町35件ございますが、26番、36番、46番を除きます32件につきまして全て妥当であると認めましたのでよろしくをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>次に〇〇町をお願いします。</p>   |
| 13番 | <p>13番〇〇です。〇〇町5件につきましては、全て妥当と判断しております。よろしくお願いいたします。</p>                          |
| 議 長 | <p>次に〇〇町をお願いします。</p>   |
| 4番  | <p>4番〇〇です。〇〇町37件、全部の件とも妥当と判断いたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>                         |
| 議 長 | <p>次に〇〇町をお願いします。</p>   |
| 3番  | <p>3番〇〇です。〇〇町3件ございました。全て妥当と考えております。よろしくお願います。</p>                                |
| 議 長 | <p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>                   |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>(〇〇町があるとの声あり)</p>                                   |
| 議 長 | <p>はい、失礼しました。〇〇町を飛ばしておりました。</p> <p>〇〇町の発表をお願いいたします。</p>                          |
| 28番 | <p>28番〇〇です。全て妥当と判断いたしました。よろしくお願いいたします。</p>                                       |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ありがとうございました。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>  |
| 議 長 | <p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>  |
| 議 長 | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第213号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号17番、18番、26番、36番、46番、72番、89番、90番を除く案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>  |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第213号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号17番、18番、26番、36番、46番、72番、89番、90番を除く案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>  |
| 議 長 | <p>それでは次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号17番、18番、26番、36番、46番、72番、89番、90番の案件についてのみ審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、6番〇〇委員、8番〇〇委員、12番〇〇委員、19番〇〇委員、21番〇〇委員、32番〇〇委員にはご退席願います。それでは、申請番号17番、18番、26番、36番、46番、72番、89番、90番の案件について、先ほどご協議いただいた結果をご報告願います。最初に〇〇町。</p> |
| 11番 | <p>11番〇〇です。17番、18番については全て妥当と認めましたのでよろしくお願いたします。</p>   |
| 議 長 | <p>次に〇〇願います。</p>  |
| 15番 | <p>15番〇〇です。26番、36番、46番ご審議申し上げまして、妥当であると判断いたしましたので、よろしくお願いたします。</p>  |
| 議 長 | <p>次に〇〇町願います。</p>   |

| 発信者   | 議 事 録 要 旨   |
|-------|---|
| 13番   | 13番〇〇です。〇〇町も妥当であると判断いたしております。よろしくお願いたします。   |
| 議 長   | 次に〇〇町お願いします。  |
| 28番   | 28番〇〇です。全て妥当と判断いたしましたのでご報告いたします。  |
| 議 長   | <p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>  |
| 議 長   | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>  |
| 議 長   | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第213号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号17番、18番、26番、36番、46番、72番、89番、90番の案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>                                  |
| 議 長   | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第213号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号17番、18番、26番、36番、46番、72番、89番、90番の案件については、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>6番〇〇委員、8番〇〇委員、12番〇〇委員、19番〇〇委員、21番〇〇委員、32番〇〇委員にはご着席願います。</p> |
| 議 長   | <p>次に、「議第214号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題とします。</p> <p>農林振興課より説明を求めます。</p>  |
| 農林振興課 | <p>農林振興課の内田です。本日は、除外申請ということで、〇〇町12件、〇〇町5件、〇〇町6件、〇〇町6件、〇〇町4件、〇〇町1件、合計34件について説明させていただきます。</p> <p>また、今回追認は、〇〇4、5（進入路）、〇〇5（車庫）の2件となっております。</p>  |

| 発信者   | 議 事 録 要 旨   |
|-------|---|
| 農林振興課 | <p>1つずつ説明はしますが、墓地、合併浄化槽、携帯電話無線基地局に係る案件につきましては時間の都合上詳しい説明は省略させていただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>まず〇〇町ですが、資料6ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者（宗教法人□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（718㎡）で駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は12、13ページです。</p> <p>この案件は、これまで駐車場として利用されたところを墓地用地として利用されたため新たに駐車場を設ける案件です。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（482㎡）で太陽光発電施設の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は14、15ページです。</p> <p>この案件は、荒廃している農地にソーラーパネルを設置する案件です。</p> <p>次に整理番号3、4、5番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△、△△-△、△△-△）地目（田、田、田）、面積（534㎡の内400㎡、428㎡の内260㎡、774㎡の内260㎡）で交流センター建設の案件です。1種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は16～21ページです。</p> <p>次に整理番号6番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（218㎡の内10㎡）で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は22ページです。</p> <p>次に整理番号7番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（441㎡の内4㎡）で合併処理浄化槽の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は23ページです。</p> <p>次に整理番号8番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（779㎡のうち10㎡と60㎡）で墓地及び管理地・管理道の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は24、25ページです。</p> <p>次に整理番号9番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（9.9㎡）で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は26ページです。</p> <p>次に整理番号10番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（296㎡）で進入路及び駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は27、28ページです。</p> <p>進入路及び駐車場を新たに設置される案件です。</p> <p>次に整理番号11番、事業計画者（株式会社□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（102㎡の内6㎡）で電気通信施設の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は29、30ページです。</p> <p>次に整理番号12番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（382㎡の内10㎡）で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は31ページです。</p> <p>続きまして加茂町ですが、資料37ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面</p> |

| 発信者   | 議 事 録 要 旨   |
|-------|---|
| 農林振興課 | <p>積（1116㎡の内498㎡）で資材置場の案件です。1種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は40、41ページです。</p> <p>この案件は一種農地ですが県土木と調整を行って申請している案件です。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（861㎡のうち294㎡）で個人住宅及び車庫の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は42、43ページです。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（1238㎡の内6㎡）で電気通信施設の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は44、45ページです。</p> <p>次に整理番号4番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（465㎡）で個人住宅及び宅地の拡張の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は46、47ページです。</p> <p>次に整理番号5番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（519㎡のうち6㎡）電気通信施設の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は48、49ページです。</p> <p>続きまして木次町ですが、資料55ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（212㎡の内4㎡）で電気通信施設の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は58、59ページです。</p> <p>次に整理番号2、3、4番、事業計画者（□□□□）申請地（〇〇△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、△△-△）地目（田、畑、畑、畑、田、畑）、面積（2114㎡、285㎡、729㎡の内40㎡、313㎡、1790㎡、1123㎡の内660㎡）で学校給食センターの案件です。1種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は60～65ページです。</p> <p>この案件は、給食センターを統合する案件です。</p> <p>次に整理番号5、6番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△、△△-△）地目（畑、畑）、面積（26㎡、13㎡）で進入路の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は66～69ページです。</p> <p>続きまして〇〇町ですが、資料75ページからご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（田）、面積（221㎡）で墓地10㎡及び宅地の拡張211㎡の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は78、79ページです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△、△△-△）地目（田、田）、面積（57㎡、296㎡）で宅地の拡張の案件です。1種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は80、81ページです。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（171㎡の内4㎡）で電気通信施設の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は82、83ページです。</p> <p>次に整理番号4番、事業計画者（□□□□さん）申請地（〇〇△△-△）地目（畑）、面積（325㎡の内150㎡）で作業小屋及び車庫の案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認を頂いております。図面は84、85ページです。</p> |

| 発信者   | 議 事 録 要 旨  |
|-------|--|
| 農林振興課 | <p>農作業小屋が狭くなったため、拡張し併せて車庫を建設された。</p> <p>次に整理番号5番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△）地目（畑）、面積（112㎡）で車庫の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。図面は86、87ページです。</p> <p>追認案件です。</p> <p>次に整理番号6番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△）地目（畑）、面積（483㎡の内34.98㎡）で毘沙門堂の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。図面は88、89ページです。</p> <p>続きまして○○町ですが、資料95ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者（□□□□）申請地（○○△△-△）地目（畑）、面積（137㎡のうち10㎡）で墓地の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。図面は98ページです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△）地目（畑）、面積（135㎡の内10㎡）で墓地の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。図面は99ページです。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△）地目（田）、面積（2798㎡の内6㎡）で電気通信施設の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。図面は100、101ページです。</p> <p>次に整理番号4番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△）地目（田）、面積（874㎡の内4㎡）で電気通信施設の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。図面は102、103ページです。</p> <p>続きまして○○町ですが、資料109ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者（□□□□さん）申請地（○○△△-△）地目（畑）、面積（106㎡の内10㎡）で墓地の案件です。2種農地で○○委員さんに確認を頂いております。図面は112ページです。</p> |
| 議 長   | <p>ただ今、農林振興課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>  |
| 議 長   | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>   |
| 議 長   | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第214号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>   |

| 発信者        | 議 事 録 要 旨   |
|------------|---|
| 議 長        | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第214号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>  |
| 議 長        | <p>次に、「議第215号 雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会設置要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>  |
| 事務局        | <p>議案書81ページ「議第215号 雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会設置要綱の一部を改正する告示について」です。83ページをご覧ください。要綱につきましては既に1月に制定したものでありますが、市の組織機構の見直しが新年度おこなわれます。それにより変更になるものです。ご承認いただければ本日を公布日とし、制定したいと考えております。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長        | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>   |
| 議 長        | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>  |
| 議 長        | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第215号 雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会設置要綱の一部を改正する告示について」は、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>  |
| 議 長        | <p>異議なしと認めます。よって、「議第215号 雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会設置要綱の一部を改正する告示について」は、提案のとおり制定することに決定いたしました。</p>  |
| 議 長<br>事務局 | <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p>   |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>次にその他事項に入ります。</p> <p><b>【その他事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 農業振興施策に関する意見書回答について</li><li>(2) 雲南市6次産業化ビジョン（案）について</li><li>(3) 利用権設定の終期通知について</li><li>(4) 平成28年度農業委員活動記録カードの提出について</li><li>(5) 平成28年度の相続による届出書の斡旋有について</li></ul> |

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_